

首里城正殿完成記念事業推進連絡会規約

(目的)

第1条 令和8年の首里城正殿の完成を首里城復興の大きな節目と捉え、関係機関が首里城正殿完成を記念し実施する事業（以下「首里城正殿完成記念事業」という。）に関し、関係機関間で情報共有・連絡調整を図り各事業を一体的に推進するため、首里城正殿完成記念事業推進連絡会（以下、「連絡会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するために次の事項を検討、協議するものとする。

- (1) 首里城正殿完成記念事業の全体計画に関すること
- (2) 首里城正殿完成記念事業の連携・調整に関すること。
- (3) 首里城正殿完成記念事業の広報・宣伝に関すること。
- (4) その他、連絡会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長、会員をもって組織する。

- 2 会長は沖縄県知事の職にある者をもってあてる。
- 3 副会長は沖縄県副知事（土木建築部担任）および那覇市長の職にある者をもってあてる。
- 4 会長は、連絡会を代表し、会務を総理するとともに連絡会の議長となる。
- 5 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは副会長（沖縄県副知事）がその職務を代理する。
- 6 会員は別表1に掲げる職にある者とし、会長が委嘱する。
- 7 会長はその他必要と認めた者を会員として追加で委嘱することができる。
- 8 会員は連絡会に参加することができない場合には他の者にその権限を委任することができる。その場合、事前に委任状を提出するものとする。

(会議)

第4条 連絡会は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 連絡会は会員の過半数の出席をもって成立する。

(議事)

第5条 連絡会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合において、書面で議決に加わった者は出席会員とみなす。

(幹事会)

第6条 連絡会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、連絡会に付議すべき事案を予め調査検討し、会議の円滑な運営を図る。
- 3 幹事会は、連絡会により委託された付議事項を決することができる。
- 4 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 5 幹事長は、沖縄県土木建築部参事（首里城復興担当）をもってあてる。
- 6 副幹事長及び幹事は別表2に掲げる職にある者とし、幹事長が委嘱する。
- 7 幹事長は会務を総括する。
- 8 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 9 幹事長の職務を代理する者は、あらかじめ幹事長が指定した者とする。
- 10 幹事会は幹事長が招集し、その議長となる。
- 11 幹事会は、幹事の過半数の出席をもって成立する。
- 12 幹事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者は出席幹事とみなす。
- 13 幹事長はその他必要と認めたものを幹事として追加で委嘱することができる。
- 14 幹事長は、必要があるときは、専門家または関係者を参考人として幹事会に出席を求めることができる。
- 15 幹事会に、業務の必要性に応じ、部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 連絡会及び幹事会の事務を処理するため、事務局を沖縄県土木建築部首里城復興課に置く。

- 2 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この規約は令和8年3月23日から施行し首里城正殿完成記念事業に関する事務終了までとする。

別表1（第3条関係）

No.		所属	役職
1	会長	沖縄県	知事
2	副会長	沖縄県	副知事（土木建築部担任）
3	副会長	那覇市	市長
4	会 員	沖縄県	土木建築部長
5	会 員	沖縄県	文化観光スポーツ部長
6	会 員	一般財団法人 沖縄美ら島財団	理事長

別表2（第6条関係）

No.		所属	役職
1	幹事長	沖縄県	土木建築部参事
2	副幹事長	沖縄県	首里城復興課長
3	幹 事	那覇市	経済観光部長
4	幹 事	一般財団法人 沖縄美ら島財団	首里城統括